

確定申告の時期がやってまいりました。

本年の主な税制改正事項をまとめましたので、ご注意ください(..)φメモ

平成 19 年から税源移譲により、住民税のしくみが変わりました

市町村への**申告**により、次の方は住民税が**減額**されます。

対象となる方は…

申告をお忘れなく！

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方（源泉徴収票をご確認ください！）

申告期限：平成 20 年 3 月 17 日まで

※平成 20 年以後、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

その他、途中入社など、**平成 19 年に所得が減って、所得税が課されなくなった方**

申告期限：平成 20 年 7 月 1 日～31 日まで

平成 19 年分から適用される所得税の主な改正事項

1. 減価償却制度の改正。平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において 1 円まで償却することとされました。
2. 定率減税が廃止されました。
3. 所得税の税率構造が改められました。
4. 損害保険料控除が改組され、地震保険料が創設されました。
5. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改修工事が加えられました。
6. 住宅ローン等を利用して居住の用に供する家屋について特定のバリアフリー改修工事（特定増改築等）を含む増改築等を行い、平成 19 年 4 月 1 日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられることとされました。

等々、従業員の皆様もご注意を！